

		令和2年4月1日 全面施行	平成31年3月22日 改正・施行	令和元年11月 検討会資料	〔法全面施行後制定〕 令和3年4月1日施行												〔法全面施行後制定〕 令和3年4月1日施行																							
＜凡例＞ ○：要件を満たせば設置可能 ▲：設置しないよう努める ×：設置してはならない		改正健康増進法			青森県 がん対策推進条例			青森県 骨子案（たたき台）			秋田県 受動喫煙防止条例			大阪府 受動喫煙防止条例			山形県 受動喫煙防止条例			兵庫県 受動喫煙防止条例			北海道 受動喫煙防止条例			福島県 受動喫煙防止条例			東京都 受動喫煙防止条例			静岡県 受動喫煙防止条例			埼玉県 受動喫煙防止条例					
		喫煙場所外	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室	喫煙場所外	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室	喫煙場所外	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室	喫煙場所外	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室	喫煙場所外	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室	喫煙場所外	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室	喫煙場所外	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室				
第一種施設	幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校	○					○					○					○						○																	
	高等専門学校	○					○					○						○						○																
	専修学校	○					○					○						○						○																
	大学	○					○					○						○						○																
	病院、診療所、助産所	○					○					○						○						○																
	薬局、介護老人保健施設、介護医療院等	○					○					○						○						○																
	保育所、認定こども園	○					○					○						○						○																
	児童福祉施設など	○					○					○						○						○																
	官公庁施設（行政部門の庁舎）	○					○					○						○						○																
第二種施設	駅、空港、バスターミナル		○	○			○	○				○	○					○	○				○	○																
	劇場、映画館、公民館、運動施設、公共交通機関、公衆浴場、金融機関、図書館、官公庁施設（行政部門以外）等		○	○			○	○				○	○					○	○				○	○																
	社会福祉施設（特養、老人ホーム等）		○	○			○	○				○	○					○	○				○	○																
	ホテル・旅館、スーパー・コンビニ、ゲームセンター、カフェ・麻雀・パチンコ店、クリーニング店、理美容店、旅行代理店、法律事務所等		○	○			○	○				○	○					○	○				○	○																
	事務所、オフィス、工場		○	○			○	○				○	○					○	○				○	○																
	〔既存特定飲食提供施設〕 飲食店のうち、①客席面積100㎡・資本5千万以下の小規模店 かつ、②R2.4.1以前開業店		○	○	○			○	○	○			○	○	○			○	○	○			○	○	○															
飲食店のうち、上記以外のもの		○	○				○	○				○	○				○	○				○	○																	
喫煙場所の提供が主目的である施設（公衆喫煙所、喫煙目的のバー・スタック等、店内喫煙可能なバー販売店）					○						○						○					○																		
備考		第一種施設は原則 敷地内禁煙（要件を満たす特定屋外喫煙場所は設置可）			※多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の状況に応じ、禁煙、喫煙所の設置等に配慮しなければならない			※既存特定飲食提供施設で喫煙可能室を定める場合であっても望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努める			※ 従業員がいない場合・・・○ 従業員がいる場合（～R7.3.31）・・・▲ 従業員がいる場合（R7.4.1～）・・・×			※ 望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努める（公布の日から3年を超えない範囲内で定める日から）			※ 公共交通機関の乗降・待合場所等の建物内（鉄道駅の屋外プラットフォームを含む）は禁煙（喫煙室の設置可）			※ 第二種施設の屋外での吸い入れ等の設置場所に配慮すること			※ 従業員がいない場合・・・○ 従業員がいる場合・・・×			※ 従業員がいない場合又は全従業員が喫煙可能室の設置を承諾した場合・・・○ 従業員がおり、喫煙可能室の設置を承諾しない場合・・・×														
第二種施設は原則 屋内禁煙（要件を満たす喫煙専用室等は設置可）	※事業者は、事業者・事業場の実情に応じ、禁煙、喫煙所の設置等に配慮しなければならない			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること			※飲食店で屋内禁煙の場合、屋内禁煙の掲示に努めること															
上記以外の各都道府県独自の規定	掲示関係																																							
	子ども・妊婦関係	・保護者は20歳未満の者に、受動喫煙による健康への悪影響を防止するよう配慮しなければならない ・県民は、喫煙する際、受動喫煙を生じさせぬよう周囲に配慮しなければならない ・子ども、妊婦、配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な場所等で受動喫煙を生じさせないよう努める ・保護者は、その監護する者に受動喫煙を生じさせないよう努める ・20歳未満の者、妊婦が同乗している車内で喫煙してはならない ・屋外（イベント・大規模会場等）で望まない受動喫煙が生じないよう配慮すること																																						
	その他	・子どもや妊婦等と同室の空間等や同乗している車内で喫煙しないよう努める ・学校、児童福祉施設等の周辺の路上や通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努める ・子どもを受動喫煙から守る条例で別途規定あり “自動車内・公園・学校周辺・小児医療施設周辺の子どもの受動喫煙の防止に努める” ・子供や妊婦等の受動喫煙の防止に努める ・たばこや臭気その他の残留物に関し、子供や妊婦等への配慮に努める ・従業員等に対する受動喫煙対策に努めること																																						

子供関連施設を規定

子どもや妊婦に関する規定